

## 樫原市こども食堂開催支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域のこども・子育てに関わる課題の解決を目的として運営しているこども食堂の経済的負担を軽減することにより、こども等の居場所や食事の提供機会の安定的な確保を図るため、予算の範囲内においてこども食堂開催支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、樫原市補助金等交付規則（平成15年樫原市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) こども食堂 こども等が安心して過ごせる場所において無料又は低額（実費相当額）で食事の提供又は配布（菓子類又は飲料のみの提供又は配布は含まない。）するこどもの居場所等をいう。
- (3) 実施団体 こども食堂の事業を直接実施する任意団体等をいう。

### (支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす実施団体とする。

- (1) こども食堂の所在地が樫原市内であり、代表者が定められた団体であること。
- (2) 奈良こども食堂ネットワークに加入しているこども食堂であること。
- (3) 政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていないこと。
- (4) 支援金を申請する日の属する年度（以下「支援対象期間」という。）に、こども食堂において食事の提供又は配布を3回以上実施していること。

### (暴力団排除)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、申請者（支援金の交付を受けようとする者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、支援金の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（樫原市暴力団排除条例（平成23年樫原市条例第23号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (支援対象事業)

第5条 支援の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす食事提供等事業（無料又は低額（実費相当額）で食事の提供又は配布（菓子類又は飲料のみの提供又は配布は含まない。）を行う事業をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 支援対象期間に行った食事の提供等とし、参加対象者を特定のこどもに限定しないこと。
- (2) 1回あたり10食以上提供できる体制をとること。
- (3) こどもが広く参加できるよう広報活動を行うこと。

- (4) 感染症拡大や食品事故発生の防止に努めるとともに必要な衛生管理を行うこと。
- (5) 周囲の環境、実施時間等に配慮し、安全の確保を十分に図ること。
- (6) 食事提供等事業の実施中の事故に備え、傷害保険等に加入すること。

(支援金額)

第6条 市長は、前条第1号の期間における食事の提供等の回数（参加するこどもの数が3名未満の場合は、回数に含めない。）に5,000円を乗じて得た額（300,000円を上限とする。）と食事の提供等に要した経費の支出額から寄付金、他団体からの支援金、参加者負担金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を上限として、次項の支援金対象経費に該当する経費の合計額を支援金として交付するものとする。

2 支援金の対象経費は、食事提供等事業に要する経費のうち次に定めるとおりとする。

- (1) 食材費
- (2) 使用料及び賃借料
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 手数料
- (6) 負担金
- (7) 保険料
- (8) 送料
- (9) その他市長が必要と認める経費

(支援金の交付の申請)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 檀原市こども食堂開催支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 支援対象経費明細書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る支援金の交付が法令等に違反していないかどうか、予算の範囲内であるかどうか、食事提供等事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等について調査し、さらに、必要に応じて現地調査等を行った上で、速やかに、支援金の交付又は不交付の決定をしなければならない。

2 市長は、支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、檀原市こども食堂開催支援金交付決定通知書（様式第5号）により、支援金の不交付の決定をしたときは、檀原市こども食堂開催支援金不交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定をする場合において、支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定による通知書を受領した申請者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、檀原市こども食堂開催支援金取下げ申請書（様式第7号）により支援金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、第8条の規定による交付決定をした後において、天災地変その他特別な事情が生じた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。ただし、食事提供等事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第8条に定める決定の通知は、前項の規定による変更をした場合について準用する。（内容の変更等）

第11条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事業内容変更承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

（1）第7条の規定による申請の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）する場合

（2）食事提供等事業を中止又は廃止する場合

（3）食事提供等事業が予定の期間内に完了しない場合又は食事提供等事業の遂行が困難となった場合

（4）その他市長が特に必要と認める場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、事業内容変更承認通知書（様式第9号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（状況報告等）

第12条 交付決定者は、食事提供等事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、これに応じなければならない。この場合において、市長が書面で報告を求めたときは、報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、食事提供等事業が完了したとき（食事提供等事業の中止及び廃止の場合を含む。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）事業実績報告書（様式第10号）

（2）収支決算書（様式第11号）

（3）支援対象経費支出報告書（様式第12号）

（4）事業実績調書（様式第13号）

（5）支出及び収入の金額がわかる書類（写し可）

（6）その他市長が必要と認める書類

（支援金の額の確定）

第14条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、食事提供等事業の成果が交付決定の内容に適合するもので

あるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、  
檀原市こども食堂開催支援金確定通知書（様式第14号）により、速やかに、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の交付の時期）

第15条 支援金の交付は、食事提供等事業の完了後とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、食事提供等事業の着手前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

（支援金の交付等）

第16条 交付決定者は、支援金の交付を受けようとするときは、檀原市こども食堂開催支援金交付請求書（様式第15号）を市長に提出し、市長は、第14条の規定により確定した額を交付するものとする。この場合において、前条の規定により、食事提供等事業の着手前に支援金の請求があったときは、市長は、当該請求金額を交付するものとする。

2 交付決定者が既に支援金の一部の交付を受けている場合は、その差額について請求するものとし、市長は、その差額を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金を食事提供等事業以外の用途に使用した場合
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこの要綱に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
- (4) 交付決定者が第4条各号に掲げる者であると判明した場合
- (5) その他市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定は、第14条の規定による支援金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、檀原市こども食堂開催支援金交付決定取消通知書（様式第16号）により、速やかに、交付決定者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第18条 市長は、前条の規定に基づき支援金の交付の決定を取り消した場合においては、食事提供等事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条第2項若しくは第11条第2項の規定による通知において支援金の交付決定額を変更した場合又は第14条の規定により支援金の額を確定した場合において、その額を超える支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の支援金の返還を命ずるときは、交付決定者に対し、檀原市こども食堂開催支援金返還命令書（様式第17号）により返還を命ずるものとする。

（会計帳簿等）

第19条 交付決定者は、食事提供等事業に関するすべての支出及び収入について会計

帳簿に記入するとともに、金額、年月日、目的等を記載した領収書、調定書その他支出及び収入を証すべき書類（以下「領収書等」という。）を徴し、又は作成しなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の会計帳簿、領収書等を整理し、当該食事提供等事業の完了した翌年度の4月1日から3年間これを保存しなければならない。
- 3 市長は、支援金に係る予算の適正な執行を期するため、交付決定者に対し、会計帳簿及び領収書等の提出を求めることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から実施し、令和5年4月1日から適用する。  
（要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。